

[短報]

保護的雇用の先駆的企業について — 1960年代 K 紙器の実践 —

宍戸 泰子¹⁾・津曲 裕次²⁾

荒川区南千住にあった（株）K 機器は、福祉施策の整っていない1961年4月という早い時期から、精神遅滞者の保護的雇用を進め、民間企業としては異色の取組を行ってきた。

その当時指導員を務めていた社長の娘さん、及び実際に就労していた方達からの聞き取り調査、更に文献資料によりその実態と背景を明らかにした。

それは、高度経済成長期の人手不足を低賃金採用で補おうというような雇用ではなく、特殊学級を卒業後行き場のない精神遅滞者の在宅生活を、長期に渡り支えてきたものであった。その実践はボランティア精神がなければ難しかったものと思われるが、その背景には、当時の荒川一中の「学校工場方式」と呼ばれた職業教育との関連があった。

K 紙器は1976年移転・倒産によりその存在は人々の記憶に埋もれたが、一般企業での重度障害者の雇用促進が謳われている現在、その実践に学ぶ意義は大きい。

キーワード：保護的雇用 在宅生活 職業教育

I. はじめに

東京都において精神遅滞者の福祉作業所が発足したのは、1966年のことであった。それまでは一般就労が難しい精神遅滞者は、いくつかの公私立の授産所に通う者もあったが、その数は僅かであり、働いて賃金を得るというより月謝を払って通わせてもらうという所も多かった。

その中で荒川区南千住にあった（株）K 紙器（注1）は、1961年4月という早い時期から精神遅滞者の保護的雇用を進め、民間企業としては異色の取組を行ってきたことが明らかになっている（宍戸、1993²⁾）。当時の東京都育成会新聞（1996³⁾）にも都内の授産所の1つとして紹介されているが、残念ながら社長の死去（1973）、会社移転（1976.2.）、それに続く倒産に伴い、雇用されていた障害者は四散し、その歴史も人々の記憶に埋もれてしまった。

本研究は前出研究（宍戸、1993²⁾）に基づき、K 紙器の保護的雇用の実践と背景をより詳細に明らかにし、その意義を考察することを目的としている。

II. 方法

聞き取り調査及び、文献収集を行う。

1. 聞き取り調査

1) 東京都女性相談センター

2) 筑波大学心身障害学系

K 紙器指導員（社長の娘）、K 紙器に保護的雇用された者8名及びその保護者5名、当時函折り機械をK 紙器に製造卸していたH、当時の荒川区立第一中学校特殊学級担任2名、その他関係者。

なお指導員は1965年に結婚、子供を育てながらも指導を続けたが、第3子が生まれたことと夫の会社を手伝うということで、1970年引退した。その後も弟が指導の中心となり工場内作業所は続いたが、本論は最初の指導員に対しての面接調査に基づいている。K 紙器の保護的雇用について、福祉作業所等が発足する以前の福祉施策の整っていない時代における実践として、本論は着目するためである。

2. 文献収集

当時の荒川区教育委員会発行の「精神薄弱教育研究」及び荒川区立第一中学校特殊学級担任執筆の文書、同中学校卒業生名簿、当時の新聞の紹介記事。東京紙器工業組合発行の文書。

社長自身による、あるいは会社としての記録は会社移転時に処分したとのことで、収集は行えなかった。

III. K 紙器の保護的雇用の実際

1. 概要

宍戸は前出論文（1993²⁾）の中で指導員からの聞き取り調査の内容として、次のように述べている。

「荒川一中（特）卒業者は、当時養護学校の高等部

表1 荒川区出身者のK紙器に保護的就労した時期とその人数

就労時期(年.月.)	人 数
1961.4.	5
1964.4.	2
1966.4.	2
1967.4.	2
1968.4.	1
1971.4.	2

表2 荒川区出身者のK紙器からの退職理由とその人数

退職理由	人 数
1976年以前に退職	8
(内訳)	
他施設通所	3
転居	2
家事都合	1
社内トラブル	2
1976年移転時に退職	5
1976年移転後も引き続き就労	1

が整備されていないこともあり、卒後の進路は全員「働くこと」であった。しかし、就職に結び付かない重い障害の者が行き先がなく、担任教師の悩みとなった。そこで「学校工場」に仕事を卸していたK紙器社長と相談し、その娘さんを指導者として昭和36年、工場内作業所が発足した。仕事は箱折り作業で、当初の5名の卒業者が工場離れの20畳の畳敷きの部屋で始めたが、1番人数が多いときで20名くらい、途中で結婚した娘さんだけでなく、その妹や弟、お手伝いさんなどで手分けして指導した。途中から床敷きの部屋に移り、ベルトコンベアを導入した。それぞれの能力に合わせて作業を分担した。タイムレコーダー、作業服、食事場所など一般の社員と同じだった。ただし社員旅行は一緒に行かなかった。当時の社員数は70名余りであった。その代わり会社別荘へ泊まりがけで海水浴、向ヶ丘遊園への遠足、「おとりさま」などへみんなで出掛けた。作業時間は9時から4時、工賃は5500～7000円/月(S41当時)であった。入会金、月謝などの費用徴収はなかった。また就職できる程度に訓練された者は一般社員として採用された(S41までに3名)。」

また父親である社長について娘は、「箱屋」という家内工業でなく、機械化した大きな工場にしたいと考え、当時としては珍しいドイツから機械を入れたりするような人であった。工場内作業所を作るにあたり、社員にアンケート調査を行い賛成を得た。「普通の子供をもっている親が障害児のいる家庭を助けるべきだ」「どこにも引き取り手のない人を雇う」と話していた。」と述べている(以上抜粋及び要約)。

又、紙器業界の団体である東京紙器工業組合発行の「東京紙器40年史」(1960⁸⁾)によると、社長は東京紙器工業会(1950年設立、東京紙器工業組合の前身)の地区組織にあたる荒川紙器正興会の会長を1954年から1956年まで務めた。その間機械メーカー(H氏勤務)とタイアップして、会員業者の設備合理化を促進させための機械月掛無尽を実施して会員の好評を博し

た。更に、1956年東京紙器工業会の副会長、1959年発足の東京紙器工業組合の専務理事になり東京の紙器企業のリーダー格として活躍していた。1960年以降、K紙器で保護的雇用が行われていた当時の東京紙器工業組合関連の資料は保存されていない。

今回聞き取り調査を行ったH氏も次のように述べている。「箱屋というのは小さな会社が多く、経営も遅れていたが、K紙器の社長はかなりユニークであった。1962年1月アメリカから最新式の機械をこの業界では初めて輸入し、私はその機械をスケッチさせてもらったことがある。他の箱屋は、低賃金で作業してもらいたいと特殊学級に仕事を卸すことはあっても、K紙器のように雇うところはなかった。障害者を雇用するということで、社長は議員を通したりして区に何度も補助金の陳情をしたりしたが、受け入れてもらえなかつたようだ。」(1994.7.4.聞き取り)

新聞に紹介記事が載ったこともあるが、そのうち2部を指導員の方が所持していた(婦人朝日社、1964⁹⁾;東京新聞社、1965¹⁰⁾)。それによると1965年に指導員は善行賞を受けた。当時の新聞の見出しへ「精薄児の親代わり」というのうなもので、個人の善意の行いとしてとらえていたと考えられる。

今回の調査にあたり、当時の荒川区精神薄弱者福祉司に記憶を尋ねたが、「会社名は聞いたことがあるが」という程度であった。その福祉司によれば、施設入所させなければならないような人達の対応に追われ、どこかに収まっている人達にまで目が行かなかったということである。また、荒川区育成会役員にも同様に尋ねたが、「見学したことがある」という程度の記憶であった。

2. 従業者の事例—荒川区関係—

当初荒川区第一中学校の特殊学級出身者を雇用して

保護的雇用の先駆的企業について

表3 1961年K紙器入社の荒川区出身者5名の概要

事例NO (性別)	障害内容	障害程度	卒業年 (卒業時年令)	就労までの経過	会社での様子	退職に至る 経過・その後
1 (男)	水頭症	重度	1957.3 (16才)	卒後1年職業補導所 結果悪く退所→各半年2カ所企業→1年 母校に通学	角止め機械を使用、月給2500円 作業中時々失禁するため、自分で下着を洗わせていた、中学時代からの放浪癖あり指導員が送迎した	転居に伴い退職
2 (女)	母胎栄養失調	中度	1959.3 (15才)	卒後2年オモチャ工場へ就労、お金貰えずやめた（本人の陳述）	棒抜き、箱折り作業、事例3と勢力争い暴力ももあり、指導員がいないと作業量1/10程度に低下、本人はその後の福祉より楽しかったと陳述	1976年会社移転時に退職、その後福祉作業所
3 (女)	乳児期薬品中毒	重度	1961.3 (19才)		箱の1カ所折れる程度の作業能力 朝6時頃来て門の開くのを待つ、事例2とのトラブルで毎一時休職させた	転居に伴い退職
4 (女)	脳性マヒ	軽度 3級	1961.3 (16才)	中学時代1日100円 で袋詰めの実習したが、そこには就職できなかった	ふたと身を合わせて数える作業、15才～20才まで座撃発作多く社内でも起こした、本人によると従業員にはばかにされたこともありけんかした	1976年会社移転時に退職、その後福祉作業所
5 (女)			1961.3 (16才)		別に問題なかった	1962年2月、転居に伴い退職

*障害内容、程度は「精神薄弱教育研究」の記載によったが、IQの記載は程度に読み替えた。記載がなかったものは空欄とした。

*事例2及び4は本人からの聞き取り調査も行った。

*転居時期は事例5以外不明

K紙器の工場内作業所は発足したが、途中から足立区からも通って来る者が出てきた。足立区出身者については未調査なので、ここでは荒川区に居住して通っていた者について述べる。

(1) 就労時期

荒川区から14名（男子6名、女子8名）が雇用されたが、その就労時期は表1のようであった。荒川一中では1954年に荒川区で初めての中学校特殊学級が発足したが、その卒業生名簿にK紙器が就労先と記録されている者が13名あった。残る1名は荒川区出身であったが、聞き取り調査によると、都外の虚弱児施設に入り、中学卒業後の進路に悩んでいた母親と指導員が偶然知り合い、雇用されたとのことであった。

(2) 退職時期、理由

聞き取り調査及び卒業生名簿によると表2のようであった。「引き続き就労」とあるのは、会社移転後も可能ということで保護的雇用が継続されたものである（あと1名足立区出身者）。退職理由のうち「他施設通所」というのは、荒川区に1969年に開設された福祉作業所を指す。会社移転時まで残った5名のうち2名もその後は福祉作業所、2名はより重い障害の者が通う成人通所グループへ移行した。残り1名も短期間の一般就労の後、福祉作業所へ通所するようになった。退職理由の「社内トラブル」とは、1名は男性従業員と

の異性交遊の問題から、もう1名は社長の死後、従業員にいじめられるようになりやめたとのことであった。その後、先の1名は一般就労、内職を経て福祉作業所へ通所、もう1名は別企業に一般就労した。

なお「就職できる程度に訓練された者は一般社員として採用された」（宍戸、1993²¹）という点について、指導員に更に確認した。それによると、一般従業員の助手や補助の形で機械についたり運転の助手をしたりした、そして仕事のない時は工場内作業所に戻り、他の精神障害者と一緒に作業したとのことで、いわゆる一般採用とはまた異なるものようであった。虚弱児施設退所後に就労した者及び従業員にいじめられてやめた者、表3に述べる事例4の他、足立区出身者等数名がいたとのことであった。

(3) 1961年入社の5名について

K紙器への保護的就労の第一期生とも言える彼らについて、筆者による聞き取り調査と「精神薄弱教育研究」（荒川区教育委員会、1961²²、1962²³）に残されていた記録によりまとめたものが表3である。

この中の事例1について、職業補導所とは現在の東京障害者職業能力開発校のことであり、この時期本例は寮生活を送った。中学時代の様子について当時の特殊学級担任の加藤は「集団作業に入る習慣がつかず、たいてい一人遊びに明け暮れていたのであるが、白墨

作りが始まってからはといふものは、作業現場から離れようとなくなつた。仲間の連中は…ピストン台の石膏滓突き落とし係を割り当てた。」と述べている（加藤、1957⁴⁾）。

（4）会社倒産後の再就職事例

会社移転後も働き続けた2名は、会社倒産後、指導員の夫が経営する会社に準社員扱いで雇用され現在に至っている。筆者の聞き取り調査によれば、1名はK紙器就業当時は時々失禁をしたこともあり、またもう1名は今でも言葉が不明瞭で、10の数も解らない人であった。作業内容がK紙器でのそれと似ているということが雇用継続を可能にしたと会社側は述べている（1993.7.19.聞き取り）。

3. K紙器の保護的雇用と当時の経済状況との関連

1955年以降、日本は高度成長期を迎えたが、一方終戦直後の出生率の急減を反映して1961年頃より極端な労働力不足に陥った。労働省職業安定局発行の「労働市場年報」（1961年1～12月）によれば、1961年3月の新規中卒者は、求人3人に対して就職する者1人という割合であった。まさに「金の卵」と呼ばれた時代であり、採用条件の悪い中小企業ではより一層、労働力の確保が困難であったと考えられる。

このような経済状況にも拘わらず、精神遅滞者の就労問題は取り残されていたというのが実態であった。1960年ようやく身体障害者雇用促進法が制定されたところであり、先に挙げた1961年の「労働市場年報」には身体障害者の求職、紹介、就職状況は記されているが、精神遅滞者についての記載はなかった。

1961年に実施された厚生省の精神薄弱者実態調査によると、いわゆる軽度の精神薄弱者であっても継続して働いている者は57.4%に過ぎず、また男子に比較して女子の就労率が低いことが分かる。また就労先は家庭の手伝いと思われる農林漁業が半数を占め、いわゆる都市部にあっては就職がまだまだ困難であったことが伺える。

しかし先に述べた通り労働力の不足は中小企業ほど深刻であり、特殊学級卒業生の雇用を望んだことは十分考えられる。精神遅滞者を多数正式雇用し、生産工程の殆どを彼らに任せた企業として有名な日本理化学工業は、1960年4月、初めて養護学校卒業者4名を雇用している（小島・飯田・原田・手塚、1967⁶⁾）。

ところが「特にIQが高い者、外へ就職可能な者は入所出来ない」（東京都育成会新聞、1966⁷⁾）と断り、労働力として當てにならない者ばかり集めようとしたK

紙器については、単に労働力の不足を補うためとは考えにくい。個人の善意があってこそと考えられるが、荒川一中の職業教育との関わりがあったことが保護的雇用を進めることになった。

4. 荒川一中の職業教育との関連について

荒川一中は1959年度の第8回精神薄弱教育全国協議会（荒川大会）で、それまで取り組んできた職業教育の実践を「学校工場方式」として発表し、全国的に注目された所である（注2）。その職業教育の歩みについて、「昭和39年度 精神薄弱教育研究」に概観されているので、主としてそれを基にK紙器との関連を振り返ってみたい（富岡、1964¹¹⁾）。

1954年5月に荒川区で初めての特殊学級が荒川一中に開設され、10月には継続生産作業として白墨製造が計画された。その半年後には具体的に作業が始まった。この生産様式は地域の工場（中企業程度）と極めて類似したものであった。他にも木工、板金等の作業が取り入れられていったが、総て自主生産方式であった。

1959年度の後期に初めて下請け作業が取り入れられた。当初は時計の鎖バンドの組み立てで、主に指先の巧ち性の指導を目的としたが、1960年度の後半に折り箱作業が導入された。これは重度精神遅滞児の作業となつた。それまでは彼らの将来の職業生活は内職以外に期待できないとされ、地域の内職作業の主要な割合を占める糊付け作業の訓練のため、「紙ピース作り」が取り上げられていた。しかし区内の産業の中、折り箱作業が技能的にも決して無理でなく、就職の可能性もあるのではと導入された。この折り箱作業を提供したのがK紙器であった。そしてその期待を受け、翌年4月には保護的就労の場として、5名の卒業生が受け入れられていった。入社に際しては、最低賃金制度の除外許可を労働基準監督署より得た。

その後1962年度の後半には、「学校工場」方式への反省がなされるようになったが、その後も引き続き折り箱作業は作業種目として取り入れられた。これらの経過については本論の検討するところではないので、その内容については省略する。

このように荒川一中の精神遅滞児への職業教育は、卒後は内職へという家庭内保護を考えていた重い知的障害者に対しても、一般企業の中で働く事を保障していくこうという取り組みがされていた。K紙器への保護的就労については、当時教師は「不完全就職」としてとらえ「4、5人のグループに一人の指導員を付けてもらい、その給料は彼らの工賃から幾分まわす」

(荒川区教育委員会, 1961¹⁾) というようなやり方が必要と述べており、他の企業にも広めていきたかったことが伺える。しかし一方で同書に「しかし将来の生活安定については、生活が保障されている場所で労働していく以外にこの子らの生きてゆく道は考えられない。福祉施設の拡充の必要な所以である」と述べております。企業にのみ頼ることの難しさを訴えている。その後の経過を見ると、荒川区においては授産場の利用を経て1969年福祉作業所の発足を見ている。そして奇しくもその作業内容として折り箱作業が取り入れられ、K紙器移転後の退職メンバーを受け入れていった。

V. 考察

表3で述べたようにK紙器での様子は、失禁者がいたり、朝家まで迎えに行ったり、仲間同士のけんかの調整をしたりと、筆者としては企業というより、福祉施設という印象を受ける。最低賃金の適用除外を受けてはいるものの一般従業員と同じ制服を支給し、タイムカードを設置し、加えて休みの日には遠くへ遊びに連れて行ったりと、企業側の持ち出しあるなりのものがあったと思われる。この経済的な問題を今回資料不足により詳しく解明できなかったが、何の公的補助もない中でこれだけの長期間にわたって雇用し続けるには、紙器業界の有力者となるような企業の経済的安定性が前提にあったと思われるが、やはり積極的なボランティア精神がなければむずかしかっただろう。これは娘さんやH氏が語った「社長像」からうかがい知ることができる。このボランティア精神が荒川一中の職業教育と結び付き、K紙器の「保護的雇用」を産み出したものと考える。

また従業者の事例の内、仕事ができないということやいわゆる手がかかるというような理由で、解雇された者はいなかった。ただ2名の者が、会社内の他従業員とのトラブルにより退職しており、社長や指導員の意識と一般従業員のそれとのずれがあったことが残念ながら伺える。それでもなお福祉施策がなかった時代に、中学卒業後のかなりの長期間、福祉作業所等へ彼らの在宅生活をつなげていく役割を果した意義は大きい。

次に「保護的雇用」という点を考察する。K紙器は単に精神遅滞者を多数雇用したことではなく、通常では雇用されないような精神遅滞者をグループにし、そのために配置した指導員の指導の下に「保護的雇用」した企業であった、ということが大きな特徴であった。そして一部のメンバーではあったが、一般従

業員に混じって働くほどに訓練された者もあったということで、その実践内容は、これから重度障害者の雇用を積極的にすすめていくとする企業、職安、リハビリテーション関係者たちが学ぶべきものが多くもっていると考える。なお当時このような形の工場内作業所として東京都育成会新聞(1966²⁾)に他1カ所(都内)報告されているが、詳細は不明である(注3)。

K紙器の実践が個人的な善意の実践として評価されても、荒川区の障害者の働く場作りの運動として発展していくような有機的なつながりが他の機関、団体等と結べなかつたのは残念なことであった。これには荒川一中の職業教育の変遷が関連しているかもしれない。先に挙げた「精神薄弱教育研究」には昭和38年度版以降、K紙器についての記載を見いだせなかった。今後足立区出身者の事例についての聞き取り調査、文献収集が実施できれば、また違った側面からの分析もできるのではと思われる。今後の課題としたい。

今回不十分ながら、このようにK紙器について明瞭にできたことにより、運営・指導に関わってこられた方々の御苦労に少しでも報いることができたのではという思いである。聞き取り調査に快く応じて下さった方々、文献資料の提供及び助言を数多くして下さった富岡達夫先生(元荒川一中特殊学級担任)、神津圭子先生(現荒川一中心障学級担任)に感謝する。

(1995.5)

注1 戦前、下谷に工場ができたのが最初であるが、戦争で焼け出され日暮里に移り、更に南千住へと移転した。当初「本州印刷紙器」という社名であったが、機械化した大きな工場にしたいと考え、「高速度紙器」に変更した。その時の社長が、障害者の保護的雇用を始めた横井四郎氏であった。

注2 「学校工場方式」としての精神遅滞児指導は次のように目的づけられた。

「社会的に流通する品物を生産し、また、それを処理することによって利潤を得るという行為を通じ、社会生活・職業生活に必要な基礎技術及び社会生活並びに職業生活適応の力を育成する。」

(加藤, 1959³⁾)

注3 中央区にM紙工(株)擁護授産所があり、都立青島養護学校と連携して卒業生を受け入れていた、と記載されている。

引用文献

- 1) 荒川区教育委員会(1961)：卒業生の実態・精神薄

- 弱教育研究, 94, 105.
- 2) 荒川区教育委員会(1962) : 卒業生の実態. 精神薄弱教育研究, 93.
- 3) 婦人朝日社『婦人ニュース』第9号, 1964.12.4. 発行.
- 4) 加藤茂男(1957) : 白墨製造による精神薄弱児の職業教育, 荒川区立第一中学校, 13.
- 5) 加藤茂男(1959) : 「学校工場方式」による職業教育. 精神薄弱児研究, 第14号, 23.
- 6) 小島蓉子・飯田雅子・原田豊治・手塚直樹(1967) : 一企業における精神薄弱者の就労実態とその考察, 1.
- 7) 宮戸泰子(1993) : 精神薄弱者の生活圏についての考察 — 荒川区中高齢精神薄弱者の事例を通して —. 平成4年度筑波大学大学院教育研究科修士論文, 31-32.
- 8) 東京紙器工業組合(1960) : 東京紙器40年史, 575, 639.
- 9) 東京都精神薄弱者育成会『東京都育成会』第11号, 1966.9.25. 発行.
- 10) 東京新聞社『東京新聞』1965.11.11. 発行.
- 11) 富岡達夫(1964) : 職業教育10年. 精神薄弱教育研究, 昭和39年度, 15-31.

Tsukuba J. Rehabil., 5(1), 39-44, 1996.

The Progressive Enterprise about the Sheltered Employment — K-Shiki's Practice in the 1960's —

Yasuko SHISHIDO and Yuji TUMAGARI

In 1961 the 'K-shiki' Company situated at Minami-Senju in Arakawa-ku, Tokyo, undertook to promote sheltered employment. Because we seldom find that kind of interest in welfare in Japan at that time, this was a progressive act for a private enterprise.

The purpose of this study is to elucidate why K-shiki's practice was undertaken and how they were able to do it. This process involved interviews with the leader of the promotion group who was also the daughter of the owner of the company, as well as the workers of the company. The author also investigated some relevant literature.

The author can now report the results of my study as follows.

- 1) K-Shiki's practice had been supporting mentally retarded people living in the community for a long time. Without this support, handicapped people couldn't find any way to live after graduating from classes for the handicapped at school.
- 2) Employment given was never supplementary, although there was a shortage of hands during the period of high economic growth. The author suppose that it was difficult to continue this practice without a volunteer spirit. But more importantly, during the course of my investigation the author found this practice was related to the vocational education in Arakawa First Junior High School which was known as "The School Factory Method".
- 3) The existence of K-Shiki was buried into peoples memories because of its removal and insolvency in 1976. Although the author recognise the meaning of their practice is very important. Now is the time, it is said, that we must move to seriously employ handicapped people. Under the circumstances I believe we can learn a lot from the practice of K-Shiki.

Key words : sheltered employment, living in community, vocational education